

○江差町議会定例会条例

昭和 31 年 8 月 29 日

条例第 8 号

第 1 条 町議会の定例会は、年 4 回とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和 31 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 江差町議会定例会条例(昭和 27 年条例第 14 号)は、この条例施行の日から廃止する。
- 3 この条例による定例会は、昭和 31 年に限り 2 回とする。